

仙北市移住支援一時金事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に定住する意思をもち、市外から転入し住宅を取得した世帯又は賃貸住宅に居住した世帯に対し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で移住を支援するための一時金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市への移住を促進し、定住人口の安定・確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 定住 永住を前提にして、補助金の申請年度に仙北市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に基づく住民登録(以下「住民登録」という。)を行い、かつ、生活の基盤が仙北市にあることをいう。
- (2) Uターン者 市民であった者が市外に転出し、連続して5年以上市外で生活した後、再び仙北市に住民登録して生活の基盤が仙北市にある者をいう。
- (3) Iターン者 市外出身者であって、新たに仙北市に住民登録し、生活の基盤が仙北市にある者をいう。
- (4) 仙北市空き家情報利用希望者登録 仙北市空き家情報登録制度要綱（平成19年仙北市告示第48号）に情報利用希望者登録をしていることをいう。
- (5) 住宅取得 補助金の申請年度に売買契約のもと住宅の所有権を取得したことをいう。
- (6) 賃貸住宅 補助金の申請年度に賃貸契約のもと居住した住居をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の対象者(以下「交付対象者」という。)は、前条第2号又は第3号に該当し、当該住民登録の日から定住の意思を持って居住した者で、かつ、仙北市空き家情報利用希望者登録をして住宅取得又は賃貸住宅に居住した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、交付対象者としな

- (1) 転勤等で一時的に住民登録を行った者
- (2) 転入前の市区町村税に滞納がある者
- (3) 無償による住宅取得や賃貸契約で住宅に居住した者
- (4) 一時金の交付を受けようとする者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員等であ

ること。

(5) 過去に、この要綱による補助金の交付を受けている者

(6) その他市長が交付対象者として不相当と認めた者

(住民登録の日)

第4条 第2条及び前条の住民登録は、仙北市に住民登録を行うために届出した日を住民登録の日とみなす。

(補助金の額)

第5条 補助金は第3条に規定する者に対し、1世帯につき10万円を交付するものとする。ただし、その交付は1世帯1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、仙北市移住支援一時金事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、住民登録をした年度内に市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 世帯全員の戸籍の附票の写し

(3) 土地・家屋の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）又は賃貸住宅の契約書の写し

(4) 転入前の市区町村税等の滞納がないことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、仙北市移住支援一時金事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求するときは、仙北市移住支援一時金事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第9条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付

決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請に虚偽があったとき。
- (2) 補助金の交付を受けてから3年以内に市外に転出したとき。ただし、転勤等による交付決定者の一時的な転出である場合を除く。
- (3) 補助金の交付を受けてから3年以内に、当該世帯に市税等の滞納が生じたとき。ただし、相当の理由があると市長が認めた場合を除く。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。